経費支出手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 平野支援学校 | 講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の実施日 | 区 分 | 講師謝礼の金額 | 源泉徴収額 | 差引支給額 |
| 令和３年８月25日 | 誤 | 6,040円 | 510円 | 5,530円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
| 旅費 | 1,040円 | 0円 | 1,040円 |
| 正 | 6,040円 | 616円 | 5,424円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
| 旅費 | 1,040円 | 106円 | 934円 |
| 令和４年１月11日 | 誤 | 6,040円 | 510円 | 5,530円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
|  | 旅費 | 1,040円 | 0円 | 1,040円 |
| 正 | 6,040円 | 616円 | 5,424円 |
| 内訳 | 報償費 | 5,000円 | 510円 | 4,490円 |
|  | 旅費 | 1,040円 | 106円 | 934円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【所得税法】（源泉徴収義務）第204条　居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。一　原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金【所得税基本通達】第４編　源泉徴収第６章　報酬、料金等に係る源泉徴収法第204条《源泉徴収義務》関係＜共通関係＞（報酬又は料金の支払者が負担する旅費）204-4　法第204条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第５号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204－2及び204－3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。 | 　源泉徴収額の未納について、過誤払となった旅費の戻入手続を行い、所得税の納付を行った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月17日）